

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	01	府省庁名	復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> (都市計画税)		
要望項目名	津波被災区域における固定資産税・都市計画税の所要の措置		
要望内容 (概要)	<p>現在、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋（土地及び家屋の使用状況等を総合的に勘案して課税することが適当と認める土地及び家屋を除く。）については、平成24年度分の課税を免除することとされている。また、平成23年度の課税免除の対象区域内に所在する土地及び家屋であって、平成24年度は課税免除の対象でなくなったもののうち、土地及び家屋の使用状況等を総合的に勘案して市町村長が指定する土地及び家屋について、平成24年度分の税額の2分の1を減額することとされている。</p> <p>平成25年度分の固定資産税・都市計画税についても、引き続き土地及び家屋の使用状況等を勘案した所要の措置を講じる。</p>		
関係条文	—		
減収見込額	(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>現在における、津波被災区域内に所在する土地及び家屋の使用状況等及び周辺区域における社会資本の復旧状況等を総合的に勘案した所要の措置を講じる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災に係る津波による甚大な被害を受けた区域内に所在する土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税について、平成24年度分については、上述の「要望内容（概要）」欄に記載した特例が講じられているところ。</p> <p>当該津波被害は広大な面積に渡っており、現在においても津波被災区域内の土地及び家屋についての被害がすべて回復する見込みが立つ状況ではなく、固定資産税・都市計画税を課税することが適当でない土地及び家屋に対し、平成25年度分の固定資産税・都市計画税についても引き続き所要の措置を講じていく必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	原子力災害に係る避難対象区域内に所在する土地及び家屋についても、概ね同様の措置が講じられているところ。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—